

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則</p> <p style="text-align: right;">(平成 16 年 4 月 1 日 制定)</p> <p>第 1 条～第 4 条 省 略</p> <p>(教授会)</p> <p>第 5 条 研究科に置く研究科教授会（以下「教授会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 研究科の規則、規程等の制定及び改廃に関すること。 二 指導教員の選定に関すること。 三 研究科副科長の選考に関すること。 四 研究科長補佐の選考に関すること。 五 教育研究評議会から委任された事項。 六 研究指導等の基本に関すること。 七 入学者の決定に関すること。 八 学生の身分に関すること。 九 学位の授与及び取り消しに関すること。 十 その他研究科の運営に関する重要事項に関すること。 <p>2 前項第 5 号の取扱いについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>3 教授会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 研究科長 二 研究科副科長 三 研究科長補佐 四 研究科の各構成大学から選出された主指導教員資格を有する教授 各 1 人 五 研究科の各大講座から選出された主指導教員資格を有する教授 各 1 人 六 指導教員 <p>4 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。</p> <p>5 議長は、教授会を主宰する。</p> <p>6 研究科長に事故があるときは、研究科副科長がその職務を行う。</p> <p>7 教授会は、その構成員（外国出張中の者を除く。）の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>8 教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号に規定する事項については、3 分の 2 以上の賛成を必要とし、同項第 9 号に規定する事項については、国立大学法人東京農工大学学位規程第 1 5 条第 2 項に定めるところによる。</p> <p>9 研究科長は、構成員の 5 分の 1 以上の要求があったときには、教授会を開催しなければならない。</p> <p>1 0 教授会議事要旨は、教授会の承認を求めなければならない。</p> <p>1 1 その他教授会について必要な事項は、別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則</p> <p style="text-align: right;">(平成 16 年 4 月 1 日 制定) (平成 23 年 3 月 1 日 一部改正 連合農学研究科研究科教授会承認)</p> <p>第 1 条～第 4 条 省 略 (現行どおり)</p> <p>(教授会)</p> <p>第 5 条 研究科に置く研究科教授会（以下「教授会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 研究科の規則、規程等の制定及び改廃に関すること。 二 指導教員の選定に関すること。 三 研究科副科長の選考に関すること。 四 研究科長補佐の選考に関すること。 五 教育研究評議会から委任された事項。 六 研究指導等の基本に関すること。 七 入学者の決定に関すること。 八 学生の身分に関すること。 九 学位の授与及び取り消しに関すること。 十 その他研究科の運営に関する重要事項に関すること。 <p>2 前項第 5 号の取扱いについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>3 教授会は、<u>国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則第 2 条第 1 項に規定する指導教員</u>をもって組織する。</p> <p>4 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。</p> <p>5 議長は、教授会を主宰する。</p> <p>6 研究科長に事故があるときは、研究科副科長がその職務を行う。</p> <p>7 教授会は、その構成員（外国出張中の者を除く。）の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>8 教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号に規定する事項については、3 分の 2 以上の賛成を必要とし、同項第 9 号に規定する事項については、国立大学法人東京農工大学学位規程第 1 5 条第 2 項に定めるところによる。</p> <p>9 研究科長は、構成員の 5 分の 1 以上の要求があったときには、教授会を開催しなければならない。</p> <p>1 0 教授会議事要旨は、教授会の承認を求めなければならない。</p> <p>1 1 その他教授会について必要な事項は、別に定める。</p>	

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>第6条 省 略</p> <p>(委員会)</p> <p>第7条 研究科に、次の委員会を置く。</p> <p>一 連合農学研究科入学試験委員会</p> <p>二 連合農学研究科教員資格審査委員会</p> <p>三 連合農学研究科自己点検・評価委員会</p> <p>四 連合農学研究科安全委員会</p> <p>2 前項の委員会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第8条 省 略</p> <p>附 則 省 略</p>	<p>第6条 省 略 (現行どおり)</p> <p>(委員会)</p> <p>第7条 研究科に、次の委員会を置く。</p> <p>一 連合農学研究科入学試験委員会</p> <p>二 連合農学研究科教員資格審査委員会</p> <p>三 連合農学研究科教員資格再審査委員会</p> <p>四 連合農学研究科自己点検・評価委員会</p> <p>五 連合農学研究科安全委員会</p> <p>2 前項の委員会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第8条 省 略 (現行どおり)</p> <p>附 則 省 略</p>	

附 則 (23 連運規則第 1 号)

この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。